住宅用家屋証明書

(イ)第41条

′特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (a)新築されたもの
- (b)建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c)新築されたもの
- (d)建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

- (e)新築されたもの
- (f)建築後使用されたことのないもの
- (ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた 家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

租税特別措置法施行令

の規定に基づき、下記の家屋 令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } がこの規定に (二) 取得 } がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申	請	者	Ø	住	所			
申	請	者	Ø	氏	名			
家	屋	Ø	所	在	地			
取得の原因(移転登記の場合)					場合)	(1) 売買	(2) 競落	

令和 年 月 日

甲府市長